

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 八 尾 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年2月27日（火） 午前10時00分から 午前11時10分までの間
開催場所		大阪府八尾警察署 講堂
出席者	委 員	渡邊会長 西田副会長 伊藤副会長 新居委員 笠井委員 田中委員 首藤委員 西村委員 相馬委員 二宮委員 村田委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官（刑事 課長代理） 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 お疲れ様です。 今日は、特殊詐欺の寸劇を見せていただけるということで非常に楽しみにしています。 本日もよろしくお願いします。 2 署長挨拶 おはようございます。 本日は大変御多忙のところ、八尾警察署協議会に御出席いただきましてありがとうございます。 本日は令和5年度の警察署協議会、最後の第3回目ですが暦年で申しますと令和6年の第1回目ということで、令和5年中の八尾警察署の治安情勢についてお話しさせていただきたいと思います。 昨年、八尾警察署管内において刑法犯認知件数は約2,200件ということで、令和4年に比べまして約200件の増加となっております。 増加率は約11%ということで非常に厳しい情勢です。 中でも深刻なのは、還付金詐欺をはじめとする特殊詐欺の状況です。 特殊詐欺は昨年の市内で約130件発生いたしまして、一昨年に比べましてプラス約60件という結果でございます。 被害額としましては1億7千万円を超える非常に由々しき事態です。 一方、交通事故の情勢ですが、交通事故件数の総数は人身事故につきましては一昨年よりは若干減少しておりますけれども、それでも4名の

方がお亡くなりになりました。

また一步間違えると死亡事故になりかねないという、非常に大きな重傷事故も多数発生いたしました。

八尾警察署としましては、委員の皆様方の御協力をいただきながら、署員一丸となって犯罪の抑止活動・検挙活動・交通違反の取り締まり・安全教育等を強力に推進してまいりたいと思います。

八尾市の安心安全で暮らしやすい町を確立していきたいと思っておりますので、今後とも御協力よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが開会の言葉にさせていただきたいと思っております。

3 航空隊の概要について

【大阪府警警備部航空隊補佐】

八尾警察署協議会委員の皆様にお会いできる数少ない機会ですので、この場をお借りして航空隊の概要を説明させていただきます。

航空隊はより災害に強い対策を取れるように令和4年4月1日に警備部の附置機関として警備部に移管されました。

今後とも委員の皆様のお力添えをよろしくお願い致します。

4 特殊詐欺について

【特殊詐欺プロジェクトチームリーダー】

昨年の八尾市内の特殊詐欺被害件数は約130件と激増しており、その検挙抑止のため、昨年4月に当プロジェクトは発足しました。

特殊詐欺の被害のうち、手口で多いのが還付金詐欺、キャッシュカード詐欺盗、架空請求詐欺、オレオレ詐欺、預貯金詐欺の順番で、依然として還付金詐欺の被害が多いのが現状です。

今年の被害は、本日現在で8件となっており、昨年に比べると被害は減少しています。

活動内容としては被害に遭いやすい高齢者宅や高齢者の集まる施設、他にも病院、薬局、銭湯、理髪店等様々な施設を訪問し防犯啓発活動に従事してきました。

また駅や商業施設での電光掲示板での広報活動や、無人ATMで警戒する等の活動も実施してきました。

犯人は、警察官や百貨店店員等を騙り、言葉巧みに騙してきますので、細心の注意を払うように、周囲の方々にお伝えいただければと思います。

特殊詐欺には、還付金詐欺や、架空請求詐欺等様々な手口があるので、最近よくあるのがサポート詐欺と呼ばれる手口です。

委員の皆様は、いろいろな人脈をお持ちと思っておりますので、周囲の方々にもぜひとも防犯活動に御協力をいただければ幸いです。

5 提言・質疑等

【委員】

先ほどの寸劇でもあったように、還付金詐欺に対する抑止対策について教えてほしい。

【生活安全課長】

特殊詐欺の防犯機器ですが、八尾署でも八尾市が本年度に予算化している特殊詐欺被害防止対策の電話機160台の設置促進等にも取り組んでおります。

設置世帯に条件がありますので、八尾市と条件について調整したいと思います。

八尾市で去年、把握した特殊詐欺で最も多い手口が還付金詐欺です。

八尾署管内における特殊詐欺の主な手口としては、市役所等の公的な機関の職員を名乗り、「医療費の還付金がある」等と電話をかけて被害者をＡＴＭに誘導し、現金を犯人の口座に振り込ませてだまし取る手口、もう一つは警察官等を名乗り、「あなたのキャッシュカードが悪用されている。カードを交換する」等と言って自宅を訪問し、キャッシュカードをだまし取る手口の２種類があります。

このような詐欺の被害に遭わないためには、電話の相手から「還付金、ＡＴＭ、市役所、銀行協会、名簿、キャッシュカード」等の言葉や、お金に関する話が出てきた場合は、詐欺の可能性がありますので、一旦電話を切っていただき、すぐに警察に連絡するようにしてくださるようによろしくおねがいします。

また、大阪府下では＋１、＋４４等からはじまる国際電話を利用したアポ電も急増しています。

これに対応するために、ＫＤＤＩ、ＮＴＴ、ソフトバンクの大手電話会社３社が協同で国際電話の発信、着信の停止を行うサービスを行っています。

特殊詐欺の被害防止の特効薬というのは残念ながらありませんので、様々な新しい対策を取り入れつつ、これまで実施している対策も繰り返し継続していくことにより、市民に周知してもらうことが重要であると考えております。

【委員】

以前、自動車で道路を走行中に自転車乗車の方に「自動車は青いラインを踏んで走行するな」と注意された。

自動車は青い自転車用のラインを踏んではいけないのか。

【交通課長】

道路でよく見かける青色矢印の表示は、矢羽根型路面標示といい自転車の安全な通行を促すために車道の左側に自転車の正しい通行位置と方向を明示したのになります。

わかりやすく言うと、車道には自動車と自転車が混在する事から、自転車運転手に対しては「自転車は車道の左端を通過して下さい」という意味と、自動車運転手には「自転車がこの部分を通りますよ」という注意

喚起の意味で表示されたものになります。

これは道路管理者が計画し設置したもので、法定外の標示で法的な拘束力はありませんので、その標示の上を自動車やオートバイが通行しても罰せられる事はありません。

自動車等の運転手は、自転車に注意して安全に通行し交通事故防止に努めていただくようよろしくお願いします。

【委員】

いまだに夜間に無灯火の自転車が多いので、自転車を灯火を促す様な啓蒙活動を警察署の方にもお願いしたいし、交通安全協会にも啓蒙していくような運動の方を会長の方にもお願いしたい。

【会長】

私は交通安全協会の会長もしておりますのでお答えします。

交通安全協会としても啓蒙活動を皆さんに参加していただき実施していますが、認識のある方と無い方の差がすごく大きくて、きちっとルールを守られている方はどんなことにも配慮されているし、全くルールを守る気がない方は守れていないことさえわかっていないという方が散見されますが、今後も啓蒙活動を継続して実施していきたいと思います。

【委員】

ニュースで見ましたが神奈川県では横断歩道を見やすくする工夫をして、交通事故が減っていると聞きました。

八尾警察でも、機会があれば考えていただけないでしょうか。

【交通課長】

横断歩道の道路標示方法については、各都道府県公安委員会により横断歩道の色は白色と決められておりますが、道路管理者が白線を立体的に見せるトリックアートのような塗装を付ける事が可能です。

委員発言の岡山県や神奈川県については、横断歩道の線を白色と緑色や水色の塗装にし、交通事故抑止の対策を講じているようです。

また、学童の通学路における速度抑制対策として、立体的に見える路側線等工夫を凝らした標示を設置する等対策を講じていますが、今後も道路管理者と一体となり、より一層工夫を凝らして事故抑止に効果的な標示を検討設置していきたいと思います。

【委員】

タクシー乗車の際にライドシェアが始まると運転手さんに聞きましたので、説明をお願いします。

【交通課長】

全国的なタクシー運転手不足を踏まえ、一般ドライバーが自家用車で利用者を運ぶ「ライドシェア」を本年4月の解禁に向け国土交通省から制度が示されたところで、大阪府では関西万博を前に輸送量確保のため導入を目指しているようです。

ライドシェアのメリットは、移動手段が増えることや一般のタクシー

料金より低料金で利用できる事等がある一方、運転の安全面やドライバーの資質、トラブル等安全対策が課題となっており話し合いが進められておりますが、現時点では詳細な運用方法については決まっておらず、今後、国や府などで様々な議論がなされ具体化されていくものと思われます。

現在、八尾市では乗合タクシーという、八尾市がタクシー会社に運行を依頼しているタクシーがあり、竹濑地区を出発してJR久宝寺駅まで向かう等、交通不便地から主要駅へ向かうなどの運行をしているタクシーがあります。

こういう便利な八尾市の乗合タクシーも運行中ですので、ぜひ利用していただければと思います。

【委員】

今後、自転車の違反には青切符が適用されると聞きましたので、御説明をお願いします。

また、自動車で自転車レーンを走行する自転車を追い抜く場合はどうすればいいですか。

【交通課長】

自転車取締りにおける青切符の導入については、警察庁が昨年暮れに方針を固め、今年の通常国会に道路交通法改正案を提出する予定で、導入の時期等についてはまだ分かりません。

青切符導入の経緯についてですが、現在、自転車の交通違反については赤切符を適用しています。

同じ信号無視をしても自動車なら青切符、自転車なら赤切符で処理され、検察庁に送致される事になり自転車の方が厳しい処分を受けることになる事から、処罰の不公平さを無くして均衡性を保ち、自転車の交通違反による事故を少しでも減らすため青切符の導入になったようです。

ただし、酒酔い運転等極めて悪質な違反行為については引き続き赤切符の適用となります。

自転車及び自動車の通行に関するルールが変わる訳ではありませんので、従来の交通ルールに従って通行して下さい。

自動車で自転車レーンを走行する自転車を追い抜く場合についてですが、安全な間隔をとって、安全な速度で追い抜いて下さい。

その際、安全な間隔を取って追い抜くことができる場合には、そのまま注意しながら追い抜いていただき、安全な間隔を保つ事ができず右に進路変更して追い越す場合には方向指示器を点灯させて追い越すようにしてください。

自動車等の運転手は、自転車が通行することを念頭に置き、自転車に注意し安全に通行していただき交通事故防止に努めていただくようよろしくお願いします。

6 委員の意見

【委員】

色々な御意見を聞かせていただきまして、非常に勉強になりました。

警察の方が規則やルールに対する取り締まりをしなければならないというのは、規則やルールが守られていないことの現れだと思います。

我々住民ができることはやっていかなあかんということが前提にあるので、やはり警察の方にごやっかいにならないほうが一番いいと思います。

住民がどのような姿勢で取り組んでいくかということが重要です。

7 閉会の挨拶

【署長】

昨年の3月23日に八尾警察署長という大役を仰せつかいまして、何とかやってまいりました。

委員の皆様から色々な提言を賜りまして、警察行政に反映させて取り組んできたところですが、何とか1年間やってこれたかなと感謝しているところです。

後任の署長になりまして、御協力と提言をいただきまして、より良い八尾市を実現するために頑張ってまいりますので引き続きよろしくお願いいたします。